

指定管理者制度の導入状況（公の施設の管理方法）

区の公の施設342施設のうち、指定管理者制度を導入している施設は74施設（全体の21.6％）です。

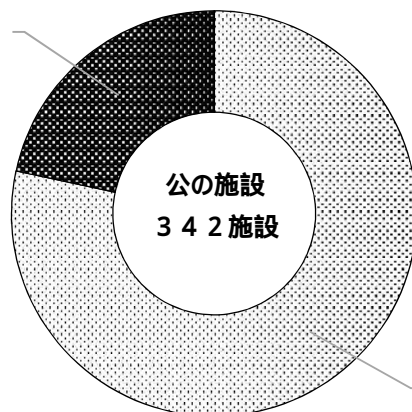
公の施設から道路、河川、学校は除いています。
曳舟文化センターは令和4年1月1日から公の施設として供用し、指定管理者制度を導入するため「指定管理」として計上している。

令和3年4月1日現在

	施設種別	施設数		
		直営	指定管理	計
1	多目的施設	1	-	1
2	人権・同和施設	2	-	2
3	コミュニティ施設	-	6	6
4	集会所	-	19	19
5	文化施設	-	2	2
6	スポーツ施設	-	5	5
7	産業支援・勤労者福祉施設	1	1	2
8	美術館・資料館	1	1	2
9	障害者福祉施設	2	1	3
10	元気高齢者施設	-	3	3
11	特別養護老人ホーム	-	3	3
12	高齢者在宅サービスセンター	-	3	3
13	その他福祉施設	-	2	2
14	保育園	17	10	27
15	認定こども園	2	-	2
16	児童館	-	12	12
17	子育てひろば	-	2	2
18	住宅	60	-	60
19	自転車駐車場	39	-	39
20	公園	141	-	141
21	図書館	1	3	4
22	その他教育施設	1	1	2
計		268	74	342
割合		78.4%	21.6%	100%

指定管理者制度の導入状況（公の施設の管理方法）

指定管理
74 施設, 21.6%



直営
268 施設, 78.4%